

## 序章

### 0-1. 問題意識の所在

植民地支配の性質をとらえようとするとき、それらはどのようにして可能だろうか。支配者が押し付けてきた文化的規範はどのように受け止められたのであろうか。

本稿では、朝鮮半島において伝統的に守られてきた風水思想を信仰する両班が道路整備を理由とした土地収奪に対面したときの苦しみの考察を通して、植民地支配の内実とその性質を考えるための糸口に、「文化的疎外」による矛盾という視点が存在し、被支配者にとって欠くことができない受難であったことを示したいと思う。

#### ファノンの言う「文化的疎外」とは

フランツ・ファノンは、植民地支配による外側からの文化変容を強いられた被支配者の抱える緊張関係を以下のように表現した。

「文化的疎外——植民地時代の大きな特徴であるこの文化的疎外——の実現のためにこれまで展開されてきた努力を考察するとき、人は何ごととも偶然になされはしなかったことを理解する。また植民地支配が求めた総体的な結果は、まさしく現地人に向かって、植民地主義は君たちを闇から引き出してやるのだと説得することであったのを人は理解する。植民地主義が意識的に追及したその結果とは、コロンの退去が現地人にとって、野蛮への復帰、墜落、動物化を意味するということを、彼らの頭にたたきこむことであった」(Fanon1966=1996: 203)。

「文化的疎外」は、「現地人」の伝統文化を西欧化させることによって、「現地人」が人間的な自己本質を失う状態を表現していると解する。ここで描かれる支配者は、①非西欧文化は野蛮であること、②野蛮文化をもつ民族は西欧人によって救われるべきであるということを前提としている。一方「現地人」は支配者によって、①自らの野蛮な文化を是正されるべく文化創造の客体であり、②自己の野蛮さを自覚して西欧化を進める文化模倣者であることを前提とされている。民衆は支配者の文化を受容し、さらには西欧文化の主体たることを強要されることになるのである。

ファノンは、そのような緊張関係をしいられ被支配者の立場からみると、彼らは「どうしようもない矛盾」を抱えることになる展開する。

「かかる状況に直面した原住民の反応は一様ではない。…占領者の文化の獲得に夢中になって、狂言的にそこへとびこむか、あるいは民族文化の詳細な、整然とした、情熱

的なそして急速に不毛化する羅列のなかに閉じこもってしまう。この二つの試みに共通の特徴は、いずれもが、どうしようもない矛盾に陥ってゆくことだ。…植民地の状況は、民族文化をほぼ全面的に停止させる。植民地支配の枠内では、民族文化、民族の文化的生命、民族の文化的創意あるいは文化的変容は、存在しておらず、また存在すべくもあるまい。あちこちに、再び文化的ダイナミズムを起こし、テーマ、形式、色調に新たな方向を向けるべく、ときおり大胆な試みが現れる。…しかしその結果を極限まで追求すれば民族意識の透明化、抑圧の否認、解放闘争への序曲が、準備されつつあることに人は気づくのである」(Fanon1966=1996: 230-231)。

文化変容の受難をしいられた被支配者は、外側から投げ込まれた文化に同化する、もしくは伝統にたちもどるといった極端な行動に走るが、いずれの行為も植民地支配の現実に影響を及ぼさないという点からして、矛盾であるとしている。ここで矛盾と表現されるのは、近代化を受け入れることはもちろんのこと、伝統にたちもどることをも根本の問題である植民地支配に対抗しえないという状況からである。それは逆説的にいえば、植民地支配を捉え直すとき、近代化・都市化といった論理に焦点をあてることや、近代の受容度に着眼すること、民衆の発展を近代化という前提を置いて分析することは的外れであり、民衆の抱える矛盾は植民地支配の暴力性に帰することを受け止めねばならないということの意味しているのである。

#### 「どうしようもない矛盾」の打破

その後ファノンには、「どうしようもない矛盾」からの自己〈解放〉の手段として、〈革命〉の次元まで自己の生を高めることを掲げている。

「かつて、絶対的虚偽として聞き捨てていた抑圧者の真理に対し、行動による全く別の真理が、遂に対置されたのである。占領者の嘘は真実味を増した。なぜなら、今やそれは危険に瀕し防御に追い詰められた嘘だからだ。民族的行動の有効性を浮き出たせ、それを真理の世界にひき入れているのは他ならぬ占領者の防御であり、その反動、その抵抗なのだ。アルジェリア人の反発は、もはや、苛立った絶望的な拒否ではなくなった。占領者の嘘は混乱を認めているが故に、〈民族〉の新たな真理の積極的な局面になるのだ」(Fanon1959=1984: 52)。

近代性を受容しそれらを道具化するに至った〈革命〉家は、民族的行動を真理の世界にまでつなげることで矛盾を打破しうる。ここにおける矛盾の打破は一つの自己〈解放〉にも相当するのであるとされている。

しかしこのようにして〈革命〉精神を基とした近代性の道具化への思考転換が、すべ

ての人間に可能であると考えるのは間違えであると考え。そのような考えは、他方で強い〈革命〉家像の単なる美談化になりかねなくなると危惧する。より想像力を働かせる必要があるのは、自己〈解放〉という結果があるべきなのは、抑圧という要因が存在するからであるという点である。ゆえに、その〈解放〉手段は複雑であるはずであり、さらにはその手段を選択することで様々な「どうしようもない矛盾」の打破を強いられることになることをも範疇に入れねばならないと考える(1)。

ここで見逃してはならないのは、根本の問題である植民地支配の暴力性に帰する矛盾とは何であるのか、矛盾による被支配者への影響は何であるのか、という点にある。

**矛盾とは、矛盾による影響とは、**

植民地支配の暴力性に帰する矛盾は、支配者に対面し何らかの行為を選択するという過程に障壁が生じないところには、存在しえないものと考え。つまり、自己意識、規範、行為それぞれが各側面から植民地支配の暴力という範疇に入れられた結果、それぞれにズレ生じることが矛盾なのだ。

そのように考えるとき、「文化的疎外」による矛盾とは①自己本質性である民族意識と文明化された文化的規範間、つまりは、外側からの抑圧性と自己の性質とのギャップ、②民族意識を基礎とした自己規範と文化の客体として文明化された自らの行為領域間、つまりは、外側の存在と精神世界の連続性を断ち切ることができないほどの支配力であるがゆえに生じる、自己の内面における葛藤なのであると考えられる。

外からの矛盾は、対抗すべき存在が何であるかに自覚的であることからして、個人の精神世界への負担が小さいようにも考えられる。最も検討すべき矛盾による個人への影響は、②の自己矛盾に当たると考える(2)。

内面世界における苦しみが重度である理由は紛れもなく、自己否定と自己肯定のせめぎ合いが民族を守ることと並行しているからである。たとえば、前述に挙げたファノンの提示した例におけるヴェールに焦点をあててみよう。

「植民地支配に対して異議が唱えられなかった時期のあいだずっと、われわれが見てきたとおり、アルジェリア社会、とりわけ女たちは、占領者を避ける傾向があった。女たちのヴェールを脱がせ、女たちを文化破壊の仕事の同盟者にしようという占領者の執拗な試みは、伝統的な態度を強化させることになった。こうした態度は、植民地者の腐蝕性の行動に対する抵抗の戦略としてはプラスだが、もちろん(革命にとっては)マイナスの結果を伴うものである。女性は、とりわけ都会の女性は、ゆとりと自信を失うのだ。限られた空間を使いこなさなければならぬため、彼女らの身体は、広がりゆく並木や歩道、家、車、避けあいぶつかりあう人々、こういったものの果てしない地平を前にすると正常の身軽さが得られない……どちらかと言えば閉じ込められ、分かりきって

いて、リストの中にある場所を規則正しく移動するだけのこの生活は、どんな直接的な革命をも深く制約するのである」(Fanon1959=1984: 27)。

ヴェールによる伝統性の表現という代替行為によって「尊厳領域」を満たそうとする女性が、そのような代替するための行為を求める空間を植民地的な秩序・近代的な秩序とした時点で、それはさらなる苦しみを生み出すのである。つまり、自らの文化的規範と行為が結びけることに制約を与える原因である主体自身に、「尊厳領域」を遂行するための代替行為の空間を求めてしまっているということで、結局は自己本質性の喪失を回復しえないのである。

本稿においては、この自己矛盾を含めた「どうしようもない矛盾」による痛みに焦点をあてていくこととなる。

## 0-2. 本論の構成

ここまでフランツ・ファノンの「文化的疎外」という植民地支配者による文化変容の受難の概念から、それらによってもたらされる「どうしようもない矛盾」の内実を考察し、文明社会の浸食による被支配者の自己矛盾をとらえるような想像力を持つことで、彼らの苦しみを捉える必要性を示した。

第一章では、日本の朝鮮侵略における軌道線といえる植民地支配初期の土地収奪の歴史を概観し、文明による恩恵と言う名の侵略の性格と、支配者と被支配者である日本人と朝鮮人の対面時の状況を考察する。第二章では、朝鮮半島で土木技師として働いた本間徳雄氏の回想録に焦点を当て、そこで本間氏によって描かれている全州李氏の「大路」建設「反対」の背景にある「文化的疎外」による苦しみを想像する。そして最後に、植民地支配の性質を捉えるために必要な想像力を喚起し、結語とする。

## 注

- (1) サイドによれば「新しい局面」を〈解放〉と読むのは、あくまで被支配者という立場性からであり、知識人という立場性になるとその解釈の仕方は異なるとされている。知識人はあくまでも生存を超えねばならないというのがサイドの意見である。「フランツ・ファノンによれば、原住民側にたつ知識人の目標は、白人の政治家の後釜に原住民の政治家をすえることだけではない。むしろファノンがエメ・セゼールから借りてきた表現を使うなら、新しい魂の創出こそ、目標となるべきなのだ。いいかえると、なるほど知識人が民族存亡の危機に瀕した共同体を支援することには、測り知れない価値があるにしても、知識人が生存のための集団闘争に忠誠をつくすことは、批判的感覚の麻痺や知識人の使命の矮小化につながりかねないので避けるべきなのだ。知識人にとってなすべきことは、生存の問題を超えて、政治的解

放の可能性を問うことであり、指導層に批判をつきつけることであり、代替的可能性を示唆することである——たとえ、この代替的可能性が、いつも、まぢかにひかえた戦いには無関係なものとして周辺化されたり一蹴されるとしても」(Said 1994 = 1998: 79)。

- (2) この苦しみはフェミニストであるデュルシラ・コーネルから示唆を受けた。コーネルは守られるべき尊厳の対象を、様々な抑圧によって矛盾を抱えさせられた苦しみに置いている。「その崇高な対象とは、ブーヴァネーシュワリーが抵抗せざるをえないと感じている物理的力—植民地の抑圧—の中で、政治的には必要だと信じるが、それでも倫理的には避けるべきだと考え、暗殺の任務を遂行できないことの苦しみである」(Cornell 2002=2005: 157)。つまり、苦しみとは強大なる抑圧によっていられる、自己本質性を失うというあらゆる矛盾によるものであるとされている。ここでいう強大なる抑圧による自己本質性の喪失という苦しみが、尊厳確保の対象であると位置づけるとき、確保されるべき尊厳とは自己本質性を意味すると解する。)。

## 第一章 植民地支配による土地収奪

### 1-1. 軍事基地化

日本が朝鮮に軍事基地の建設を本格的に進めたのは日露戦争前後からである。日本は当初から開戦決定の意識を確実に持っていた。それは、①1903年11月には朝鮮内居留民保護という名目で韓国駐劄軍司令部をソウルに設置し兵營の建設を始めていたこと、(翌1月ソウルの兵營が完成)、②日本による先制攻撃がなされた2月8日の二日前にあたる2月6日、すでに鎮海湾、釜山、馬山の電信局を軍事占領していたことから、伺える。日本の望みが目の前の利権のみならず、朝鮮半島の軍事基地化にあったことは明らかであった。

軍事行動を履行していく日本側の意図が結実していくための決定的な条件は、1904年2月20日「韓国ノ保全」を大義とした対露戦線布告後、23日に提出した日韓議定書で得ることとなった。日韓議定書は6カ条からなっていて、「日本が「軍略上必要ナ地点ヲ臨機収容スル」ことを意味し、韓国に対し日露戦争に全面的に協力することを強いるもの」(趙 2012: 168)であった。これより、朝鮮のどこにでも永久的軍事基地の建設が可能となり、軍隊を無制限に駐屯・移動できる権利を日本は獲得したのであった(高 1987: 217、趙 2012: 168)。

### ソウルにおける土地収奪の激化

日露戦争が勃発後、数万の日本軍がソウルに侵入した。日本軍は、ソウルの日本人居留地に分散配置されたが、継続的に入ってくる大部隊を収用しきれなくなり、ソウル市内の日本居留民地、朝鮮軍営舎、各級学校校舎、病院、工場、朝鮮民家等を強制収用して分散駐屯した（高 1987: 221）。ソウル周辺に位置する龍山における土地収奪の例を見てみよう。

1903 年 11 月には朝鮮内居留民保護と言う名目ですでに韓国駐劄軍司令部が設置され、兵営建設がはじまっていた。この兵営は翌年 1 月に完成したが、前述のとおり、日露戦争が勃発後、数万の日本軍がソウル市内に駐屯したため収容しきれずにいた。こうして龍山は日本にとって軍事基地の重要な地点となっていく。

韓国駐劄軍司令部官長谷川らは「日韓議定書」の趣旨によれば「無償で収用可能であるが朝鮮政府の財政状況の困難な処地への配慮」という立場から軍事収用地の代金及び地上物件の移転補償金として 20 万円を支給することにしたとしている（高 1987: 222）。しかしソウル近郊の 300 万坪を含む 1000 万坪の土地に対して 20 万円の土地代金、補償金というものは手数料にもならないほどの価値であった。

日本軍部より指令を受けた朝鮮内務部は 1905 年 7 月下旬に龍山地域の官有地民有地と家屋、墳墓を調査して報告した。その結果、1,176 戸の家屋には一戸あたり 20～40 円、1,117,307 塚の墳墓には、一塚あたり 50 銭が支払われることとなった（高 1987: 222）。このように、家屋を収奪されたばかりではなく、祖先の墳墓 1,117,308 柱の土地をも奪われたのだった(1)。その後、日本政府の支払う金額の 20 万円は平壤、義州の収用土地 700 万坪の分までを含めてであることが知らされた。民衆の怒りは頂点に達した（高 1987: 222）。

1905 年 8 月 9 日、龍山の軍用地収用に反対して、12 洞民数千名がソウルに押しかけ、時価による収用と移転日の延期などを哀訴し、政府の無能を悪罵する事態となった。これに対して日本は、3 カ所の軍用地に対する 20 万円の補償金に 15,000 円を追加して総額 215,000 円を交付するにいたった。その対処は子供だましにすぎないものであった。

このようにして龍山は日本軍による軍事支配の本拠地となった。龍山での土地収奪は 300 万坪、さらに鉄道用地として 51 万坪に及んだ。こうして民衆の日本への反感が醸成されていくこととなる。

## 1-2. 軍律体制

民衆の抵抗は、軍略上必要不可欠な軍事施設の破壊、とくに鉄道の破壊・電信線の切断という形態を採って現れ、ソウルおよびその周辺においては、抵抗がときには小暴動と化した。こうした闘争する民衆の行動に強い不安を抱いた日本政府および駐劄軍は、「治安維持」という言葉に表現される民衆に対する弾圧体制の確立を強行していった。

軍律は1904年7月2日に、「漢城一元山間、漢城一仁川間、漢城一平壤間において施行され、9日には朝鮮一円に拡大施行された」（多胡1983:138）。軍律の性格は、多胡圭一氏によって以下のようにまとめられている。「①朝鮮民衆の破壊活動を直接の対象とした②（第5条）軍用施設の保護の責任を朝鮮民衆に強要することを通して、戦争の負担をも朝鮮民衆に課すものであった③軍律は駐筭軍司令官が公布したものであるが、この公布の権限は韓国政府との条約等によって獲得したものではなく、軍事力を背景とて、軍司令官が駐韓公使を通じて韓国政府に対して一方的に通告したものであった④軍律は各地の守備隊長または兵站司令官が執行したが、その後戦局の進展に伴い、日本軍の占領地域が拡大し、駐筭軍の管轄区域が鴨緑江以北まで拡張され、朝鮮全土を支配地域としたため、軍律の施行区域も朝鮮全域に及んだ⑤従来軍律違反者に対して諸地域の守備隊長が執行していた恣意的な処断を廃止して、「検察」、「審判」及び「刑の執行」を統一した手続・方法を通じて軍司令官に具申しておこなわれることになった⑥同時に韓国警察機関は「軍ノ治安維持」の上からその機能に十分に期待できないという理由から、京城およびその周辺の治安維持警察権を駐筭軍が執行することを、軍司令官は直接韓国政府に通告し、軍律の条項を追加して朝鮮民衆に告示したこと」（多胡1983:139）。

軍律は、日本軍の軍用施設に対する破壊行為という形態をとって顕現した朝鮮人の反日行動を弾圧する機能を持つものであったと同時に、日本の支配体制が朝鮮人に規律化という名の暴力を生活世界にまで植え付けるものであった。さらに、軍事的規律そのものが朝鮮半島の基地化を促進させるものであることからして「戦争の負担をも朝鮮民衆に課」される（多胡1983:139）という民族的矛盾の状況を作り出すものであった点が指摘できる。また1904年7月から1906年10月までの間に軍律によって処刑された者は35名で、拘禁・追放・管刑・過料を含めた処罰者は257名に上っている（趙2012:174）。抵抗者が増える分だけより強固な支配体制を作り上げていく様は、支配者に被支配者の生存への配慮という裁量が存在しえないことの証明ともいえる。

### 1-3. 土地調査事業

土地測量事業は1898年に開始され、日露戦争の勃発によって一時中断するものの、1905年統監部を設置、1910年3月には土地調査局を開設するなど、土地調査事業にむけた準備がなされていった。そして韓国併合後の1910年10月、朝鮮総督府臨時土地調査局が発足し、1910年11月から1917年11月にかけて、2040万円余りの予算を投入して全土に渡って土地調査事業が実施された。

調査の目的は、朝鮮における土地制度・地稅制度及び地図制度を完全に樹立し、土地に関する統治の基礎を建設することであった（趙2010:84）。したがって、これまでの「量案」（2）に代わる地籍図が初めて作られて、土地に関する台帳が整備されることと

なった。土地調査は、①土地所有権、②土地価格、③土地形貌の三つの調査からなっていた（趙 2010: 84）。調査結果は、土地占有に適合する土地所有の証明、租税体制、日本への輸出増加促進を図る構造、日本の工業化にともなった労働者確保、日本の商業高利貸資本の合法化、といった朝鮮を統治するための制度的土台を確立させたと同時に、国有地調査及び未開拓地調査による朝鮮総督府所有地の拡大という実質的な侵略に寄与することとなった。

これらのことから、土地調査事業は、「植民地統治期に行われた開発の基礎をつくり出」した（趙 2010: 86）といえる。1918年11月2日、日本人はソウルの景福宮で盛大な修了式を行い、乾杯をあげたのであった（金 1984: 52）。

#### 1-4. 市区改正

1910年、併合とともに設置された朝鮮総督府は、1912年10月7日に各道長官あてに「官報第56号訓令第9号」を示達した。この示達は、主要な市街地の市区改正・拡張は計画説明書及び図面の認可を受けることとする内容であった。しかしこの時点で、「市区改正」というものが何を示すものか、誰が費用を負担するものかといった一切の説明がなかった（孫 2004: 64）。それにもかかわらず、この訓令によってその後20年以上も朝鮮の市街地を改造・規制する根拠となった。

日本で初めて都市計画条例が成立するのは1888年の「東京市区改正条例」である（趙 2010: 84）。東京の計画では、道路、河川、橋梁、港湾など土木スケールの基幹設備を整備するのが主であった。すなわち、当時の「市区改正」とは、区画別に建築物の近代化も達成するという都市計画の初歩的な概念だったと言える（孫 2004: 67）。

朝鮮総督府は、訓令の翌月である1910年11月6日にソウルの市区改修予定路線31路線を告示している。この31路線がその後5回の改正を経て全47路線になった。これらの路線工事は、1913年以降1929年までの17年間に約580万円の工事費をかけて行われ、2万1325m造成するに至った（朝鮮総督府臨時土地調査局 1918: 1036-1046）(3)。「昌徳宮と宗廟を切断して敦化門前から梨花洞に至る道路を新設するなど例外」はあったが、「ほとんどが朝鮮時代からあった既存の道路に従った路線の直線化、路幅の拡張、主要道路の歩車道区分」であった（孫 2004: 71）とされるように、新設の道路も少なからずは存在していた。

総督府は1928年までは直轄事業として京城土木出張所にすべて任せ、1929年以降は京城府に施行させ、経費を補助する形をとった。1936年、市街地計画令が發布されるが、郊外の各地域で土地区画整理事業が実施されたのみで、都心部においてはいかなる事業も執行されなかった。すなわち、日本によるソウル市街地の事業は市区改正が最初で最後であったのである（孫 2004: 71）。

## 1-5. 小括

日本による収奪は以上のように、日露戦争前後から急進的に進められた。軍律や土地制度など構造的な抑圧は、より「合法的」に朝鮮人の土地および労働力を略奪することを可能にした。そして、日本軍の移動と穀物運搬にとっての合理性を追求した鉄道、新路の建設施行は、朝鮮半島の軍事基地化を加速させていったのであった。

日本の支配に協力する者もいた。しかしながら、多くの朝鮮人が日本人と対面したとき、日本人は支配者であり、略奪者であったのだ。そのような他者である日本人は長期的な計画として当初から軍事基地化、規律化という名の暴力をもくろんでいた点からして、朝鮮人にとっては短期的・直接的な収奪として還元されるものだけではない自己矛盾を与える主体であった。帝国の浸食に抵抗することの困難性が、ここで生じることとなるのである。

### 注

- (1)墓地を吉地に選定することが子孫の繁栄をもたらすと信じられていたため、これに払う関心と財政的負担は計り知れないものであった（金 1974: 349）とされている。
- (2)土地を測量して記録した台帳のこと。李氏朝鮮時代の土地台帳（趙 2010: 84）。
- (3)1927年の記録によれば、47路線中21路線が完工、残りは工事中もしくは未着手であった（孫 2004: 71）。

## 第二章 全州李氏の受難

朝鮮人は、支配の客体自身でありながら、支配の担い手として利用された。心身ともに支配者の論理の只中に置かれることとなった朝鮮人の苦しみとは何であったのか。彼等にとって、「文化的疎外」はどのようにとらえられたのか。

本章では土地収奪に際し、民衆が抵抗運動を企てる理由として頻発した、風水信仰の抱えた矛盾と、その内実に向って行く。これから焦点をあてるのは、「多年総督府の技師として、精根を傾け朝鮮の国土開発に貢献された」、植民地朝鮮における「土木行政の中心として永く最も重要な地位に在」った（友邦協会 1967: はしがき）と評される本間徳雄氏(1)の回想記録に埋もれた、朝鮮人の精神世界にある。本間徳雄氏は1915年から1932年までの17年間、道路、橋梁及び市街地施設の建設に携わった人物だ。彼自身の立場性は、「日露戦争後、朝鮮に、日本の支配力が及んだ当時の状態はどちらかというと荒廃していた、自然のまま文化施設は全く加えられていない、というような

有様であった」、「日本は、ここの住民のため、各種の文化施設をして、住みよい土地にする政治をしたのである」(本間 1967: 58) という言説からも伺えるように、「日本が朝鮮半島の近代化をしてあげた」という植民地恩恵論に依拠させたいところに所在している。彼の回想録を、彼自身の立場性を理解したうえで、本論の力点にある朝鮮人の精神世界に着目するための想像力を持って考察していく。

## 2-1. 反対者の論理

「京城の都市計画について私共のやつていた当時、これは一寸、余談になるかもしれないが、総督府前から敦化門前を通り、宗廟へと昌徳宮の間を抜けて、大学の前へ行く大道路ができた。これは私が設計施工の責任をもっていた道路であるが、あれをやるときはなかなか物議を醸したものである。この道路ができると昌徳宮から宗廟への通路がなくなる。昌徳宮の裏山から宗廟へ続いている山の脈を断ち切ることになるから、あそこへ道路を通すことには李王家が反対であるという。全州李氏と称する両班達が、全州辺りから多数やつて来て、山の脈を断ち切るとは絶対反対であるという大騒ぎである」(本間 1967: 66)。

「大道路」建設(2)にあたって、全州李氏は「通路」、「山の脈」を断ち切ることを理由に「絶対反対」を主張し「大騒ぎ」したとある(3)。文面から本間氏は植民地開発者として厄介な事態であったと感じていたことが伺える。ではここで言う「厄介」の対象となった「通路」、「山の脈」を「断ち切」るとは何であったのか。

「通路」、「山の脈」は朝鮮半島において伝統的に信仰されてきた風水思想における「気脈」を意味するものである。まず風水思想を説明したい。風水思想とは、地勢によって吉凶禍福を占うもので、三国時代に中国からもたらされ(金 1974: 387)、新羅・高麗時代には絶頂に達した思想である(池 2011: 28)。李朝時代には広く民衆にまで思想が浸透し生活化するようになっていた(金 1974: 390)とされる。風水の種類は陽と陰の二種であり(4)、これが生命の源であるとされ、この二気が集まってとどまっている所に家屋を建て、墳墓を作れば、吉福がやってくるという(池 2011: 28)。

風水思想における「気脈」とは、山から「来て」いるという意味から来脈、来龍とも表現される。朝鮮半島においては半島北端にある名山、白頭山から半島各地の山々に龍脈がつながり、その脈を伝わって生氣(=良い気)が供給されると考えられていた(渋谷 2010: 105)。つまり「気脈」とは、山をひとつながりの龍脈ととらえ、そこに流れてくる生氣のルートという認識からくる考え方(崔 1997: 387)、あるいは地中に流れる気の強弱などの状態によって龍脈が形を成すという考え方であるといえる。

このような山々の「脈」を伝わって「気」が流れる理念が、風水思想を信仰する者にある感覚として根付いていたと考えることができる。「通路」、「山の脈」=「気脈」を

断ち切ることに反対する者たちには、このような理念的根拠を持っていたのだ。

その上で、全州李氏は「昌徳宮の裏山から宗廟へ続いている山の脈を断ち切ることになるから、あそこへ道路を通すことには李王家が反対である」としている。つまり、全州李氏は主体的な理由から反対運動を起こしているのではなく、李王家の意を代弁しているという立場から反対運動を起こしているのである。

かつて、高麗時代には山川裨補都監という、風水地理説によって土木工事を進める行政長官までいた。高麗の国勢が衰えると、王都である開城の地気が老衰したせいだと考えられ（池 2011: 29）、風水論理に依拠した遷都論議を経て漢陽（ソウル）に決定した（崔 1997: 208）。李朝時代には、書雲觀という官庁を設けて、陰陽、風水、医卜、占巫などを管理させていた。このように、風水を管理する役所、風水に基づいた政治、風水に根ざした政策が伝統的に遂行されてきていたのである。他方、李朝時代末になると、民衆レベルに深く浸透していた墓地風水は治安維持の対象と化していた(5)。しかしながら、その治安維持の論理は、民衆の風水信仰の内実を知った上での、線引きとしての規制であったと考えられる。

つまり全州李氏は、植民地支配下以前は守られてきた風水信仰の論理から考えると許されないと考えられる李王家の「気脈」を切るという行為に対して反対しているのである。この反対運動から、李王家自身の風水信仰との歴史的関係の深さ、李王家と全州李氏の関係の深さが想像される。

補足ではあるが、反対者の論理を全州李氏自身の立場から捉えなしてみる可能性を記す。「大騒ぎ」した理由を「気脈」を断ち切ることの痛みとしたが、①反対者が全州李氏(6)であったこと、②土木事業がソウルで行われたこと、を踏まえると、「気脈」にとどまらず墓地風水信仰とも大きく関わっているのではないかと考えられる。

風水信仰が民衆にまで大きく広がった李氏朝鮮王朝期、両班らは結婚や葬礼の儀式が厳格だったと同時に、墓の規格や大きさはその身分によって規定されていた（池 2011: 206）。そのなかでもソウルには墓地が多くあったとされている(7)。理由は、ソウルが他の地に抜きんでて吉地だったからである(8)。

吉地であるソウルの山々に、両班である全州李氏が祖先の墓地を持っていたという仮説を立てるとき、「気脈」を断ち切ることに「絶対反対」する意図の根底にある苦しみの重みが図りしれないものであるということを想像せねばならない。それは墓地風水(9)の理念から説明されるものである。墓地風水の理念とは、「(生氣→祖先→子孫)」という運動の中あり子孫繁栄のエネルギーに影響を与える死者との媒介として骨を置くという考え方である（渡邊 1900: 94-95）(10)。

「気脈」を断ち切ることに反対する両班がソウル近郊に墓をもつとするとき、「気脈」つまりは「生氣」とのエネルギーを受けて守られた祖先と、祖先のエネルギーを受けるわが身と後世にあたる子孫の生にまで広がる視野を持つ論理で、反対していると、考えることもできるのである。

## 2-2. 李王殿下と全州李氏の齟齬

「ところが、篠田次官が何かと話のついでに李王殿下（李王塚殿下・現在の李塚氏）に、この道路問題について御説明を申し上げたところ、殿下は、今頃、全州李氏が山の脈が切れるなどと騒いでいるのはおかしいことだ。都市計画全体から見れば、あそこに一本、道路が通ずるのは当たり前のことである。直ぐ工事を始めたらよいではないかと申された。篠田さんからそのような御話があつたので、総督に申し上げると、斉藤さんは喜ばれ、それなら工事をやるがよかろうということになり、遂に竣工したものである」（本間 1967: 67）。

李王職の篠田次官(11)から話を聞いた李王殿下(12)は、両班らの反対に対して「今頃、全州李氏が山の脈が切れるなどと騒いでいることはおかしいことだ」と言及している。この「今頃」の意味を考えたい。

前述のように植民地支配下に置かれるまで、風水信仰は民衆レベルにまで広がっていたが、それ以前から王家と風水信仰の関係性は強かったことと考えられる。李王殿下(李塚)がどれほど風水信仰に理解があつたかは定かでない。しかしながら、少なくとも全州李氏は、李王家の生の問題とも関わる「気脈」を断つという行為に対して李王家自身が深く憤慨しているであろう、であるからこそそれを代弁するための運動を起こす意味があるであろう、と考えていたはずである。つまり、植民地統治以前の時代には共有されていたはずの、風水信仰に根ざした「山の脈」を重んじる理念を根拠にして反対することの意味を汲み取り、李王家の末裔である李王殿下(李塚)が賛同もしくは共闘そして、あわよくば敬意を払うであろうという希望を少なからず抱いていたのであつた。しかしながら、それは「今頃」と判断された。

この儂く散った運動の背景には、地気から受けたエネルギーでもって祖先を守り、さらにその祖先から受け継がれていく子孫への幸福の筋をつなげていくという強い希望をもつはずであろう李王家を、代弁したいという意志が存在したのであつた。李王家の代々つながれてきた生の連鎖を断たれるような痛みは、たとえその「気脈」が全州李氏自身に関係がなかつたとしても共有されていたものであつた。全州李氏は、共有されるはずの痛みを突き放すような、李王殿下の「今頃」と言う言葉から何を感じ取つたのであろうか。

## 2-3. 小括

「これは一つの例で、都市計画の実施は、墳墓、古墳などがあつて、問題多く、なかなか容易ではなかつたものである。例の南山の朝鮮神宮へ登る参宮道路の設計なども、

相当苦勞したものであつた」(本間 1967: 67)。本間氏が言うように、この事例は氷山の一角に過ぎない。風水信仰と植民地支配の抱えた、文化的緊張関係は幾度となく朝鮮人に降りかかったと考えられる。

結論では、上記の考察にもとづいて、全州李氏の抱えた痛みの内実からみた矛盾と、それによるさらなる苦しみを想像した上で、植民地支配の性質とは何であるか、それは被支配者にとって何であるのかを検討するための糸口を探る。

## 注

- (1)本間徳雄氏は 1889 年 9 月新潟県に生まれ、1915 年東大土木工学科を卒業、直ちに総督府土木課に入り、1932 年満州国国道局技正に転ずるまで在職し、その間平壤及び京城の土木出張所長等をも歴任した。満州国では水電建設局工務所長、水電建設局長等の職にあった(友邦協会 1967: はしがきより)。
- (2)これは 1913 年から 1929 年にかけて行われた、「京城市区改修路線」計画のうち、1924 年から 1928 年にかけて施行された、第 6 路線に当たる(朝鮮総督府臨時土地調査局 1918: 1036-1046)。この間つくられた 47 路線のうち「ほとんどが朝鮮時代からの既存道路に従った路線の直線化路幅拡張、主要道路の歩道区分」であったが、「昌徳宮と宗廟を切断して敦化門前から梨花洞に至る道路を新設するなどの例外があった」とされている(孫 2004: 71)ように、第 6 路線のうち昌徳宮—宗廟間を切断する路線は新設の路線であった(朝鮮総督府臨時土地調査局 1918: 1048 写真)。
- (3)年代を特定する記述はない。しかし、①「大道路」の建設は 1924 年～1928 年間であったこと、②後述の「李王殿下」が「李垠」を指していること(詳細は注(11))、からこの反対運動は 1926 年から 1928 年間に起きたものと考えられる。また、この間の李垠と篠田次官の接触が、1927 年 5 月 23 日より始まる欧州歴訪にある(李王垠伝記刊行会 1978: 209)ことから、その前後と推測することもできる。
- (4)陽宅とは住宅を吉地を選ぶことにより家族の幸福を得ようとするものである。そして、陰宅とは死者のために墓を吉地に造ることにより子孫の繁栄・発展を図ろうとするものである(竹田 1983: 235)。
- (5)「統治者が秩序紊乱の要素とみなした朝鮮の民間信仰は三つある。「墓地風水信仰」「鬼神信仰」「新都信仰」である。墓地風水信仰は、吉地獲得の欲求、祖先崇拝に基づく信仰であり、この信仰に基づいた犯罪は、一九世紀末に「堀塚賊」という形で発生し、警察による治安維持の対象となっていた。堀塚賊とは、一八八〇年代から顕著となった犯罪であり、簡単にいえば富者の墓暴きをして「骨代金」を要求・奪い取るような、吉地信仰と祖先崇拝に大きな価値を置く朝鮮社会特有の犯罪であった」(愼 2008: 50)。
- (6)李朝王族。両班層の中でも名門に属する。彼らはソウルやその周辺地域に代々居を構えるとともに、多くの科挙合格者を輩出し、政府の高位の官職につくものも多かつ

た。全州は祖先の出身地を表している。そのすべてが在京両班層に属したわけではない。在京両班としての威勢を保ったのは、全州李氏の中でも特定の派だったのであり、在地両班層として農村部に居住する家系も多数存在した（宮嶋 1995: 21）。

- (7) 「最後にソウルが朝鮮で最上の居住地に数えられる重要な理由のひとつは、国で一番といわれる墓地がソウルの近くにあるという事実だ。死んだ人が生きていた人より大事にされる国柄だけに、この事実はとても重要な意味をもつ」とされている（アーソン・グレブスト 1989: 77）。
- (8) 現在も話題になる「日帝風水断脈説」の発生要因として地理学者の野崎氏は以下のように述べている。「断脈説発生の最大の要因は、首都ソウルが稀に見る風水都市であることに起因すると考えられるからである」（野崎 1984: 143）。それは李氏朝鮮の王朝がソウルに遷都した根拠からも裏付けられることである（孫 2004: 34）。ソウルは風水的にみてほとんど完璧な地所である（金 1974: 390）のだ。
- (9) 陽宅と陰宅の重要性に関してはさまざまな意見がある。竹田によると、両者は同等の意味をなすとされている。「靈魂の不滅を信じ、「あの世」で安楽に暮らさせるには、死後の住宅を「この世」と同じように、あるいはそれ以上に立派に造らねばならないと考えるのである。「この世」の住宅が陽宅であるのに、「あの世」の住宅は陰宅であり、居住という原則では両者は何変わりはない」（竹田 1983: 235）。一方、陰宅のほうが重要であるとされることもある。渡邊の場合は以下のように述べている。「東アジアにあまねくゆきわたっているであろう〈大樹分枝〉のイデオロギーが根・幹たる祖先があつてこそ枝・葉たる子孫は繁栄するものだという前提が〈風水〉思想に生かされている。だから墓地風水は、他のいかなる風水説よりも重要である。子孫繁栄のエネルギーたる神秘力（生氣）は、したがって祖先を通じて影響するから、永久の棲家としての祖先の墓地は、周囲に充満する神秘力の集中と利用と調和のため、〈風水〉判断による好ましい立地条件を必要とする」（渡邊 1990: 94）。またその理由を儒教思想における祖先への恩との連動性に見出す視座もある（金 2011: 387）。
- (10) 朝鮮半島では「一四～一五世紀ごろには、風水——祖先——出自の三者相関の根は、すでに成立していた」（渡邊 1990: 142）とされる。このような、背後にあるエネルギーを重んじるために物理的には骨を守ろうとする姿勢は、改葬の伝統から伺える。改葬とは高麗末期の社会習俗となり、風水上の理由から、一族に不幸がつづく遺骨を発掘して吉地に改装する風（渡邊 1990: 142）のことである。この他にも、墓を重んじる理念を持っていたと伺える行為に墓争いがある。墓争いは風水説にもとづいて墓の吉地を求めたいと念ずる心情が共通しているがゆえに生じるものである。
- (11) 篠田次官まで話が及んだのはそれ以前に斉藤総督が工事を「やめろ」といったからであった。当時の時代背景から考えると、斉藤総督の譲歩には高宗の死後起こった3・1独立運動の記憶があると考えられる。実際に、1926年純宗の国葬（篠田次官は純宗の葬儀委員会にも選ばれている（新城 2011: 219）。）の際にも、朝鮮の慣習に関する

る注意が払われていた。朝鮮民衆の反発を危惧していたのである。日本の支配者たちは風水信仰を知っていたのか否かといった議論は少なからず存在するがそれらも3・1独立運動後の朝鮮民衆の慣習への関心から派生したものにとらえるべきである。それは総督府による民俗等の調査（村山智順によって1925年より始められる）が、3・1独立運動の衝撃を受けて開始された（青野2008:130）ことから明らかである。またこの場における篠田次官は無関心な態度に思えるが、篠田次官の純宗国葬時の「大義名分」に関する意見から鑑みると、篠田氏も少なからず朝鮮民衆の慣習に注意を払っていたのではないかと考えられる（新城2011:232）。

(12)ここでは、李垠を指しているとされている。「李王殿下」という呼称が李垠に当てられるようになったのは、純宗の死後からである（李王垠伝記刊行会、1978:209）。純宗退位後（1910年）から純宗が死ぬ1926年までは、「李王殿下」は純宗を指していた。

## 結論

### 被支配者の抱えた矛盾と苦しみの考察

全州李氏らの「絶対反対」の根拠は、意識としての風水信仰、文化的規範としての風水信仰の連続性、行為としての土地収奪者にたいする抵抗というように分けてとらえることができる。これらを序章におけるフランク・ファノンの「文化的疎外」という概念から示唆を受けた考察に基づいて、「どうしようもない矛盾」の内実に迫りたい。

全州李氏らが直面した第一の矛盾は、文明に基づいた道路整備と伝統である風水思想の論理間に見出される。全州李氏は伝統的に恩恵を受けてきた地気が、支配者的な利便性の論理のなかで抹消されてしまうことに対する緊張を覚えたのである。つまり、この矛盾は風水信仰という朝鮮人が伝統的に持つ意識が、外から持ち込まれた文明的規範によって抑圧を受けたことから生じるのである。

二つ目の矛盾は、より重みのあるものである。すなわち、民族の伝統的規範として共有されている風水信仰が、かつては共有されていたはずの朝鮮王朝の後継者である李王殿下によって、「今頃」という判断を下されたことにある。ここにおいて、すでに植民地支配者の論理に対抗する方法を、植民地支配以前まで共有していた思想を維持した形で行うことが困難にあることを自覚させられたのである。代弁をした痛みそのものの受難者であるはずの李王家はもう痛まないというのである。空中分解された「山の脈」を守るという思いは行き場を失ってしまったのだ。朝鮮人が、朝鮮民族の生の理念として位置付けてきた風水信仰は、外側から持ち込まれた文明の浸透によって、文化的規範内

部に葛藤を生み出すものと化されてしまったのである。そしてこの「文化的疎外」による民族的矛盾は、葛藤そのものの論理が祖先そして子孫の生に直接関わる問題であるが故に、より「どうしようもな」く苦しいものであったと考えられる。

本稿は、より重層的であるが故に強大な力であった植民地支配の性質をとらえるための想像力を喚起することを目的とした。伝統的に守られてきた風水という朝鮮人の生とかかわる信仰を、「疎外」的立場に追いやり、「疎外」による民族内の矛盾という状況を作りだし、民族的葛藤の要因として文明社会の只中で空中分解させるほど、植民地支配は暴力的であったと解すべきなのである。

## 参考文献

Drucilla Cornell, 2002, BETWEEN WOMEN AND GENERATIONS: Palgrave. (=2005、岡野八代・牟田和恵訳『女たちの絆』みすず書房。)

Edward W. Said, 1994, Representations of the Intellectual: The Wylie Agency (UK) Limited, London. (=1998、大橋洋一訳『知識人とは何か』平凡社。)

Frantz Fanon, 1959, LA SOCIOLOGIE D'UNE REVOLUTION: La Librairie Francois Maspero, Paris. (=1984、宮ヶ谷徳三・花輪莞爾・海老坂武訳『革命の社会学』みすず書房。)

Frantz Fanon, 1966, LES DAMINES DE LA TERRE : Editions La Decouverte. (=1996、鈴木道彦・浦野衣子訳『地に呪われたる者』みすず書房。)

Gayatri Chakravorty Spivak, 1988, Can the Subaltern Speak? In Marxism and The INTERPETATION OF CULTURE: University of Illinois Press, Urbana and Chicago. (=1998、上村忠男訳『サバルタンは語る事ができるか』みすず書房。)

青野正明、2008「朝鮮総督府による朝鮮の「予言」調査：村山智順の調査資料を中心に」、『桃山学院大学総合研究所紀要』第33巻第3号、桃山学院大学、129-142頁。

アーソン・グレフスト、河在龍・高演義訳、1989『悲劇の朝鮮—スウェーデン人ジャーナリストが目撃した李朝最後の真実』白帝社。

伊藤亜人、大村益夫、梶村秀樹、武田幸男監修、1998『朝鮮を知る事典』平凡社。

片野次雄、2010『日韓併合』彩流社。

金思燁、1974『朝鮮の風土と文化』六興出版。

- 金一勉、1984『天皇と朝鮮人と総督府』田畑書店。
- 高成鳳、2006『植民地の鉄道』日本経済評論社。
- 高秉雲、1987『近代朝鮮租界史の研究』雄山閣出版。
- 渋谷鎮明、2010「韓国における風水思想と「脈」の自然観—朝鮮時代邑志の山川条にみる「脈」の記載—」『現代韓国の地理学』神谷浩夫・轟博志編、古今書院。
- 新城道彦、2011『天皇の韓国併合—王公族の創設と帝国の葛藤』法政大学出版局。
- 崔昌祚、金在浩・渋谷鎮明編、三浦國雄監修、1997『韓国の風水思想』人文書院。
- 愼蒼宇、2008『植民地朝鮮の警察と民衆世界 1894-1919』有志舎。
- 孫楨睦、2004『日本統治下朝鮮都市計画史研究』柏書房。
- 竹田且、1983『木の雁—韓国の人と家—』サイエンス社。
- 多胡圭一、1983「朝鮮植民地支配における軍事的性格—日露戦争下およびその直後を中心に—」、『日本近代国家の法構造』山中永之佑編、木鐸社。
- 趙景達、2012『近代朝鮮と日本』岩波新書。
- 趙聖民、2010「韓国近代都市の形成」、『韓国近代都市景観の形成—日本人移住漁村と鉄道町』京都大学学術出版会。
- 池明観、2011『新版 韓国文化史』明石書店。
- 轟博志、2010「朝鮮における私設鉄道建設と地域交通構造変化」、『現代韓国の地理学』神谷浩夫・轟博志編、古今書院。
- 日中韓3国共同歴史編纂委員会、2012『新しい東アジアの近現代史 下』日本評論社。
- 野崎充彦、1984『韓国の風水師たち—今よみがえる龍脈—』人文書院。
- 朴永圭、神田聡・伊淑姫訳、2012『朝鮮王朝実録』キネマ旬報社。
- 橘谷弘、2004『帝国日本と植民地都市』吉川弘文館。
- 本間徳雄、1967「朝鮮の土木事業について」、『朝鮮の国土開発事業』第八号、財団法人友邦協会、57-76頁。
- 宮嶋博史、1995『両班—李朝社会の特権階層』中公新書。
- 村山智順、1972『朝鮮の風水』朝鮮総督府、国書刊行会・覆刻。
- 山元貴継、2010「韓国農村集落の空間構造とその変化」、『現代韓国の地理学』神谷浩夫・轟博志編、古今書院。
- 李王垠伝記刊行会、1978『英親王李垠伝』共栄書房。
- 李成茂、金容権訳、2006『朝鮮王朝史（下）』日本評論社。
- 渡邊欣雄、1990『風水思想と東アジア』人文書院。

